

議案第 48 号
議決第 号

始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の件

始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正した
い。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基
づき、議会の議決を求める。

平成30年6月13日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年始良市条
令第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「市長」を「1 市長」に改め、同表に次のように加える。

2 市長	始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	始良市営単独住宅条例（平成22年始良市条例第177号）による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	始良市定住促進住宅条例（平成26年始良市条例第3号）による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	始良市地域活性化住宅条例（平成26年始良市条例第4号）による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

22 市長	<p>始良市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、健康保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは後期高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報（以下「医療保険資格等関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
23 市長	<p>始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険資格等関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、始良市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
24 市長	<p>始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険資格等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、始良市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は始良市ひと</p>

		り親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
25 市長	始良市営単独住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	始良市定住促進住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	始良市地域活性化住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。